

恵庭市高等学校等奨学金支給条例をここに公布する。

令和7年12月16日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第35号

恵庭市高等学校等奨学金支給条例

(目的)

第1条 この条例は、学業成績が優良であるにもかかわらず、経済的な理由によって高等学校等に就学することが困難な生徒及び不登校等の生徒であって、経済的な理由を抱えつつも、向学心があり、学校復帰への意志を有するものに対し、奨学金を支給することにより、等しく教育を受ける機会の確保に資することを目的とする。

(支給対象者)

第2条 奨学金の支給を受けることができる者（以下「奨学生」という。）は、申請時に恵庭市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳に記録されている者（親又はこれに代わるべき者がこの要件を満たす場合を含む。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 高等学校等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部若しくは高等専門学校又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第3号に規定する専修学校の高等課程で文部科学大臣が指定するものをいう。以下同じ。）に在学していること。

(2) 奨学金の支給を必要とする経済的理由がある者

(3) 次に掲げる条件のいずれかに該当する者

ア 学業成績が優良であること（イに掲げる者を除く。）。

イ 向学心があり、学校復帰への意志を有すること（不登校、傷病その他の理由により長期にわたる欠席又は出席停止が認められる者として教育委員会規則で定める者に限る。）。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要と認める者に対し、奨学金を支給することができる。

（奨学金の額）

第3条 奨学金の額は、奨学生1人につき月額5,000円とする。

2 奨学金は、毎年度予算の範囲内で支給するものとする。

（奨学金の支給の申請）

第4条 奨学金の支給を受けようとする者（次条において「申請者」という。）は、教育委員会規則で定めるところにより申請書を提出しなければならない。

（奨学金の支給決定）

第5条 教育委員会は、前条の規定による申請を受け付けたときは、その内容を審査するとともに、奨学金の支給の可否を決定し、申請者に通知する。

（奨学金の支給期間）

第6条 奨学金を支給する期間は、就学する高等学校等の正規の修業年限とする。ただし、特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

（奨学金の廃止又は休止）

第7条 教育委員会は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の支給を廃止し、又は休止することができる。

(1) 奨学金の辞退を申し出たとき。

(2) 傷病等のため学業を続ける見込みがないとき。

(3) 休学したとき。

(4) 第2条に定める資格を欠いたとき。

(5) その他教育委員会が奨学金を支給する必要がないと認めるとき。

(奨学金の返還)

第8条 教育委員会は、前条の規定により奨学金の支給を廃止し、又は休止したときは、奨学生に対し、既に支給した奨学金の全部又は一部を返還させなければならない。

(奨学生の義務)

第9条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに教育委員会に届けなければならない。

(1) 休学、復学、転学又は退学をしたとき。

(2) 本人の身分、住所その他奨学金に係る申告内容に異動が生じたとき。

2 前項の規定による届出の手続については、教育委員会規則で定める。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(恵庭市基金条例の一部改正)

2 恵庭市基金条例（平成14年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

高等学校等入学準備金基金	恵庭市高等学校等入学準備金支給条例（平成27年条例第10号）による入学準備金の資金とする。
--------------	---

を

高等学校等就学支援基金	恵庭市高等学校等奨学金支給条例（令和7年条例第号）及び恵庭市高等学校等入学準備金支給条例（平成
-------------	---

	27年条例第10号)による就学支援の資金とする。
--	--------------------------

に改める。

(えにわ・花子さん愛情寄附条例の一部改正)

- 3 えにわ・花子さん愛情寄附条例(平成20年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第1条中「高等学校等入学準備金支給事業」を「高等学校等就学支援事業」に改める。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 高等学校等就学支援事業

(恵庭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

- 4 恵庭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

16 教育委員会	恵庭市高等学校等入学準備金支給条例(平成27年条例第10号)による入学準備金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
----------	---

を

「

16 教育委員会	恵庭市高等学校等入学準備金支給条例(平成27年条例第10号)による入学準備金の支給に関する事務で
----------	--

	あつて規則で定めるもの
17 教育委員会	恵庭市高等学校等奨学金支給条例（令和7年条例第号）による奨学金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

に改める。

別表第3中

教育委員会	恵庭市高等学校等入学準備金支給条例による入学準備金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	市長	住民票関係情報であつて規則で定めるもの
			地方税関係情報であつて規則で定めるもの
			生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
			外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
			中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて規則で定めるもの
			児童扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの

を

教育委員会	恵庭市高等学校等入学	市長	住民票関係情報であつて規則
-------	------------	----	---------------

	準備金支給条例による 入学準備金の支給に関 する事務であって規則 で定めるもの		で定めるもの
			地方税関係情報であって規則 で定めるもの
			生活保護関係情報であって規 則で定めるもの
			外国人生活保護関係情報であ って規則で定めるもの
			中国残留邦人等支援給付等関 係情報であって規則で定める もの
			児童扶養手当関係情報であっ て規則で定めるもの
教育委員会	恵庭市高等学校等奨学 金支給条例による奨学 金の支給に関する事務 であって規則で定める もの	市長	住民票関係情報であって規則 で定めるもの
			地方税関係情報であって規則 で定めるもの
			生活保護関係情報であって規 則で定めるもの
			外国人生活保護関係情報であ って規則で定めるもの
			中国残留邦人等支援給付等関 係情報であって規則で定める もの
			児童扶養手当関係情報であっ て規則で定めるもの

に改める。

